土木森林環境委員会会議録

日時 令和6年10月7日(月) 開会時間 午前 9時59分

閉会時間 午後 2時25分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 桐原 正仁

副委員長 石原 政信

委員 浅川 力三 卯月 政人 小沢 栄一 向山 憲稔

寺田 義彦 清水喜美男 名取 泰

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

県土整備部長 秋山 久 県土整備部理事 寺沢 直樹 リニア推進監 渡辺 和彦 県土整備部次長 石川 英仁 県土整備部技監 若尾 洋一 県土整備部技監 立川 学 県土整備部技監 大澤 光彦 総括技術審査監 蛯原 秀典 県土整備総務課長 柏原 隆仁 建設業対策室長藤森淳 リニア整備推進室長 吉野 一郎 用地課長 竹内 亮 技術管理課長 殿岡 徳仁 道路整備課長 保坂 和仁 高速道路推進課長 新藤 祐一 道路管理課長 内藤 広 治水課長 山川 秀人 下水道室長 金子 英人 砂防課長 山本 佳敬 都市計画課長 五味 勇樹 景観まちづくり室長 吉野 正則 建築住宅課長 武藤 勉 住宅対策室長 米山 文人 営繕課長 久保 正樹

林政部長 入倉 博文 林政部次長 小澤 浩 林政部技監 岸 功規 林政部参事 金丸 悟 森林政策課長 渡邊 文昭 森林整備課長 伊川 浩道 林業振興課長 堀内 直 県有林課長 江俣 尚厚 治山林道課長 山口 義隆

環境・エネルギー部長 齊藤 武彦 環境・エネルギー部次長 保坂 一郎

環境・エネルギー部技監(環境整備課長事務取扱) 中川 直美

環境・エネルギー部参事 村松 修一

環境・エネルギー政策課長 大森 栄治 大気水質保全課長 野中 俊宏 自然共生推進課長 小野 富夫

議題

(付託案件)

第87号 令和6年度山梨県一般会計補正予算(第7号)第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第 3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

第88号 令和6年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算(第2号)

第92号 契約締結の件

第93号 訴えの提起の件

第 9 4 号 調停の申立ての件

第 9 5 号 調停の申立ての件

第 9 6 号 調停の申立ての件

第 9 7 号 調停の申立ての件

第 9 8 号 調停の申立ての件

第 9 9 号 調停の申立ての件

審査の結果 付託案件について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

会議の概要

まず、委員会の審査順序について、県土整備部関係、林政部、環境・エネルギー 部関係の順により行うこととし、午前9時59分から午前10時42分まで県土整 備部関係の審査を行い、休憩をはさみ、午前10時59分から午後2時25分まで 林政部、環境・エネルギー関係(途中、午後0時2分から午後1時14分まで休憩 をはさんだ)の審査を行った。

主な質疑等 県土整備部関係

※付託案件

※第87号 令和6年度山梨県一般会計補正予算(第7号)第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条 債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(リニア中央新幹線建設工事発生土処分受託事業費について)

清水委員

県土の1ページのリニア工事に伴う発生土の処分について、1点確認をさせてもらいたいのですけれども、発生土の中には重金属が当然出ると思うのですけれども、それは当然処分の内容が違うと思うが、通常の発生土と重金属がどのぐらいあって、それが今どういう処分の仕方をされているのかというのを少し御説明いただきたい。

- 保坂道路整備課長 早川・芦安連絡道路では、リニアの建設発生土を受け入れて道路の盛土箇所へ活用することになっております。重金属が含まれた土砂については受け入れないこととしております。受け入れる盛土の量としましては、120万立方メートルを予定しております。
- 清水委員 重金属を受け入れないというお話ですか。では、その重金属の土砂は、今、実態は どこでどういうふうに処分されているのですか。
- 吉野リニア整備推進室長 リニアは、主にトンネル工事から重金属類が検出されております。基本的 に重金属類が確認された残土につきましては、富士川町の高下、これはJRの管理する 保守管理基地、変電所施設の予定地になります。そちらへ封じ込め、保管するということで計画しております。
- 清水委員 参考までに教えていただきたいのですが、重金属の処分の仕方、処理の仕方が当然 違うのですけれど、具体的には通常の処理の仕方とどのように異なって保管しているの か、簡単に教えていただけますか。
- 吉野リニア整備推進室長 まず、トンネルで掘削した残土につきましては、トンネル外の現場内に保管します。それにつきましては、重金属類の溶出試験をする前ですので、屋根等をつけたところで水に触れないように保管し、毎日検査をして、一旦、仮置場に持っていきます。

仮置場から、随時、先ほど申し上げました高下の、最終的にJRが将来的にわたって保管する土地に持っていくわけですけれども、そちらについては封じ込めといって周りをしっかりと浸透しないような対策を取るということと、複層によるゴムシートなどによって完全に封じ込めて保管する。加えて、使用中に水に触れる可能性もあるので、それについては常に水をためながら検査をしつつ適正に処分しております。基本的には全てトンネルの重金属類については、そこで保管しているという状況です。

清水委員 今日現在までの重金属を含んだ対象量は、どのぐらいになっているのですか。

- 吉野リニア整備推進室長 現時点、これは環境影響評価の報告書でも公表しているのですけれども、 約20万立米超えと聞いております。正確ではありませんけれども、おおむねそのぐら いと聞いております。そのうちの一部を、今、高下に搬出して適正に処分している状況 です。
- 名取委員 まず、今、清水委員も質問されました県土1ページのリニア中央新幹線の残土の受 入れで、早川・芦安線の連絡道路の盛土に使うということでしたけれども、今、この進 捗状況はどういう状況でしょうか。

保坂道路整備課長 早川町側でリニアの建設発生土を受け入れて、今、盛土工事を進めておりますが、 先ほど申しました全体の120万立方メートルのうち約50万立方メートルを既に受け 入れています。

(河川防災情報基盤緊急整備事業費について)

名取委員 次に、県土の7ページで伺います。

治水課の繰越明許費補正の中で、今回、補正に加わった河川防災情報基盤緊急整備 事業費ですが、この河川防災情報基盤緊急整備はどのような事業内容でしょうか。

山川治水課長 河川防災情報基盤緊急整備事業で繰越明許費をお願いしているものについてですが、 河川の浸水想定区域図の作成業務になります。現在、都留市の菅野川でやっているもの につきまして、繰越明許費の設定をお願いしているものでございます。

(一級河川濁川基幹河川改修工事3工区(甲府市)について物件移転補償契約を締結することについて)

名取委員 その下、債務負担行為補正の中の一番上ですけれども、濁川の関係で先ほどの説明では5工区とあったのですけれど、3工区と書いてあるのですが訂正でしょうか。

山川治水課長 濁川の基幹河川改修工事の3工区でございます。申し訳ございません。

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第92号 契約締結の件

質疑

(国道140号(新山梨環状道路東部区間2期)落合5号橋上部工製作・架設工事について)

向山委員 今、御説明を聞いて大変大きな工事だと認識をしましたけれども、今回、議会案件 で議決をした後に、先ほど工事の際は運ぶと言っていたのですけれど、大型トラックな どでどういう道路で、一般道も通ってやるのか、その辺りだけ少し確認をさせてもらい たいと思います。

保坂道路整備課長 橋桁は工場で製作をいたしまして、分割した桁をトレーラーで一般道を使って現場で搬入をいたします。現場で荷下ろした桁を組み立てて、橋脚の上にクレーンで載せるという工程となります。

向山委員 ほかの橋梁の部分もこれまで工事しているので承知だと思いますけれど、引き続き

近隣住民の皆さんと、あとこの辺りは企業も多いので、その辺りの方々の御意見も伺い ながら、慎重にまた迅速に工事を進めていただきたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(中部横断自動車道長坂以北の今後の進め方について)

新藤高速道路推進課長 中部横断自動車道長坂以北につきましては、昨年の7月に国からルート案が 提示されまして、その後、9月に甲斐市、韮崎市、北杜市におきまして原案説明会を行 いました。その後、年が明けて1月に住民の方に対する説明コーナーという場を設け、 説明をしてきたところであります。

> 先月、さらに北杜市におきまして、北杜市が主体とした説明会を開催いたしました。 これは現時点で道路事業範囲に係る地区の方を対象にしたものでして、ルート、道路構造、手続の流れ、用地補償について国と県で説明したものになります。

浅川委員 大変苦労したと思いますが、長野県は公聴会が終わっておるわけでありますが、今 後どういった進め方をしていくのですか。

新藤高速道路推進課長 今後、手続の段階に応じて、県主催の説明会としましては、今年1月に開催 しました説明コーナーと同様の場を設けていきたいと検討しています。

> なお、説明コーナーにつきましては、決められた日時に一堂に会場に集まっていた だくというものではありませんので、住民の方々が自由に都合のよい日に来場いただき まして、さらに個別での1対1での対応ができるよう設定しています。

送川委員 地域の方でもなかなか同意を得られない方もおられるように聞いておりますが、 我々も20年間ここまで頑張ってきたわけです。ぜひその辺もよく説明をしながら、し っかり前へ進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(南アルプスインターチェンジ周辺の大型商業施設開設に伴う渋滞対策について)

名取委員 先日の一般質問でもちょっと触れたのですが、南アルプス市の南アルプスインター 周辺の大型商業施設の開設に向けての渋滞対策で、答弁の中で触れられていなかった部 分でお聞きするのですが、中部横断自動車道の南アルプスインターチェンジの出口のすぐ前に大型商業施設ができますので、その信号待ちに伴う中部横断自動車道の上での渋滞も懸念されているのですけれども、その問題については何か市と協議したり、県として何か提案を行っていただいているのでしょうか。

- 五味都市計画課長 大型商業施設が開業するまでにはいろいろな手続をしてきまして、その手続の中で市が交通解析を行っております。その結果、4か所の対策が必要ということで、その対策をもって渋滞対策ということで考えております。
- 名取委員 その4か所の対策で渋滞は解消できると、県も判断しているということでよろしいでしょうか。私は高速道路上での渋滞発生ということも少し懸念があるのですけれども、 そういったことは全く協議していないのでしょうか。
- 五味都市計画課長 先ほど申し上げましたように、交通解析の中ではその4か所の対策を行うことで 渋滞が発生しにくくなると考えておりまして、今、対策を進めているところでございま す。
- 名取委員 進めているということですので、今後、そういったこともぜひ協議を進めて、市が どう考えているかもありますけれども、相談に乗っていただきたいと思います。

(街路樹のアメリカシロヒトリ対策について)

それで、もう1点ですけれども、新聞などにも出ましたが、今年、アメリカシロヒトリの発生が非常に多くなっているということで、私もアルプス通りで、ここへ向かう中でも街路樹のアメリカシロヒトリの被害をよく見るのですけれども、これに対して県として、今回、特別な対策とか、また県道だけでなく市道を含めて市町村への指導ですとか、そういったことはされているでしょうか。

内藤道路管理課長 県で管理している道路における街路樹におきましては、年間を通じて専門の造園 業者に管理委託をしています。最低でも月に1度程度のパトロールをしながら、必要に 応じて害虫等の駆除等を行っています。特に今回のアメリカシロヒトリに対する特別な 対応ということは現在行っておりません。

主な質疑等 林政部・環境・エネルギー部関係

※付託案件

※第87号 令和6年度山梨県一般会計補正予算(第7号)第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3

条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(武田の杜価値向上事業費について)

石原委員 課別説明書、林の4ページの武田の杜価値向上事業費について、基本的なところを 少しお伺いさせてもらいたいと思います。

> この事業では、甲府市北部のエリアの高付加価値を図るために整備構想を策定する という御説明があったのですが、なぜ今回、武田の杜の高付加価値化に取り組むのか、 お伺いいたします。

江俣県有林課長 この事業でございますけれども、武田の杜のうち、サービスセンターがございます 健康の森を対象とするものでございます。

こちらの健康の森でございますけれども、こちらでは散策であるとか、野鳥観察、マウンテンバイクなど自然と触れ合える場を提供しておりまして、また、場所的には湯村温泉と昇仙峡のほぼ中間に位置するということから、県民の皆様だけではなく、県外や、または国外の観光客の方にも楽しんでいただけるような立地、場所にございます。

このほかにも、甲府盆地を一望できるようなすばらしい眺望を有していることから、 有望な観光資源となり得る可能性も十分秘めていると考えています。

こうした新たな魅力を引き出しまして、近隣の観光施設との相乗効果によりまして、 地域の活性化にも資するような高付加価値化に取り組むこととしたところでございます。

石原委員 続きまして、武田の杜の全体構想策定事業費として 5, 197千円を今回計上して いるのですが、具体的にどのようなことに使われるのかお聞きします。

江俣県有林課長 今回の武田の杜価値向上の取組といたしまして、地元関係者の方や有識者、行政など15名の方で構成いたします検討会議を立ち上げておりまして、これまでに現地視察会を1回、それと検討会議を1回開催したところでございます。

今回計上いたしました予算によりまして、今後、検討会議をあと3回ほど開催いた しまして、その意見を参考といたしまして、最終的に全体構想を策定する計画になって おります。

石原委員 現地視察と検討会を数回行ったということは理解いたしました。その中でどのよう な意見が出たのか、また、今後どのように検討委員会を進めていくのか、もう少し具体 的にお願いいたします。

江俣県有林課長 まず、第1回目の検討会でございますけれども、こちらは7月に開催したところで ございます。会議の中で健康の森に対する現地視察を行っておりますので、それを踏ま えた御意見、感想などをいただいた上で、どういった基本コンセプトにするのか、方向

性について意見交換を行ったところでございます。

委員の皆様からは、例えば、周辺と連携するためには相互補完をよく考えてつくっていくべきであることや、また観光となりますと、女性が中心になって動かれるということもございますので、女性向けの清潔感のある施設整備が必要であると御意見をいただいたところでございます。

また、高台にありますので、長所である眺望のよさを生かしたサービスなどについての提案もございました。このほか、また首都圏を対象とした広報活動をもう少し広くやっていくべきではないかといった御意見もございました。

次回以降の検討会につきましては、委員の御意見を参考に、必要なハード整備の内容であるとか運営方法、また周辺地域との具体的な連携について検討いたしまして、本年度内に構想の素案として策定する計画でございます。

石原委員

地域の環境等のことも十分考えていただきまして、参考にしていただいて、甲府の 北部地域の代表すべき観光資源は、武田神社、昇仙峡と思いますので、武田の杜をぜひ とも生かしていただきまして、観光客を増やしてもらって活動していっていただければ と思います。よろしくお願いします。

清水委員

武田の杜は、私も何回も行っていて、こんなすばらしいところが山梨県内にあった のかと思って帰ってくるのですけれども、帰ってきて皆さんに話をすると、そんないい ところがあるのですかという話が多いです。ですから、知らない人がすごく多い。

今回、この事業計画で付加価値をつけるような施策を打っていくということなのですけれども、今あるものがすごくいい機能を持っている中で、イメージとして、どういう高付加価値化を狙うのか。詳細はまだこれからだと思うのですけれど、そこを少しお話しいただけますか。

江俣県有林課長 まず、最初にございますのは、先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、周辺 観光施設との相乗効果を生み出すようなものを目指しておるところで、最終的には観光 面にも資するような新たな価値というのが、まず入り口のテーマでございます。

現状、これまでの検討会議などを踏まえますと、委員もおっしゃられたように、非常に高台にあっていい景観を持っていると。検討会議の中では、こういった夜景を生かすようなコンテンツはできないか御意見もいただいているところでございまして、当然、まだまだこれから検討するものではございますが、そういった魅力、今まで発揮できていないような魅力、またアクティビティをベースとした施設でございましたけれども、例えば、ハイヒールのような履物の方でも来られるような、そういったサービスが方向性になると思います。

清水委員 いろいろな切り口があると思うので、そういう切り口をどんどん掘り下げて、付加 価値につなげていただきたいと思います。

それで、今度近々リニアが通ると。中部横断自動車道も開通したと。そうすると、

アクセスが良好になったときに、そこからの誘客を当然やらなければならないということなのですが、その辺はどういうふうにお考えになっているのですか。

江俣県有林課長 現時点におきましては、まず湯村温泉や昇仙峡といった観光施設との連携を深めていくのが第一だというのが基本的な考え方でございます。そうすることによりまして、これまでの利用者に加えまして、観光を目的とした県外からの誘客を促すことができる。まずはそういった入り口になっております。

リニア新駅からの交通という御指摘でございますけれども、この地域だけの課題というよりは、むしろ全県的にこれから考えなければならないような課題だと認識しておりまして、今の時点では、先ほど来、御説明をさせていただいた湯村温泉と昇仙峡などの北部エリアの連携というレベルでございます。

清水委員 ありがとうございました。甲府盆地の北部のエリアを全く新しいものにリニューア ルして、そこに高い付加価値を生み出すという事業だと思うのです。

今、山梨県全体は富士山の事業が中心になっていて、富士北麓を、自然首都圏も含めて世界に向けてやっているのですけれども、今度の北部のこの事業は、私自身はものすごく重要な事業だと思っている。富士山麓の事業と差別化をするということが重要だと思う。そうしないと、行く必要がないという話になってしまうから、そのような差別化政策をどういうふうに考えていくかがすごく大きなポイントだと思うのです。その辺りはどのようにお考えですか。

江俣県有林課長 地域の高付加価値化に向けた取組につきましては、御承知のとおり、小淵沢であるとか、富士川町においても、それぞれ行っているところでございまして、これをさらに 横展開をしていって、県内各地においてそれぞれの特色を生かしながら現在進行形で進められているところでございます。

健康の森につきましては、固有の魅力を最大限に発揮させるというのが今の段階でございますけれども、例えば、武田の杜の特徴を言いますと、市街地に近接した豊かな自然環境であるとか、また先ほどもお話をさせていただきましたとおり、盆地が一望できるような景観、また奥には富士山も見えますし、南アルプスなどの山並みも見ることができる景観が魅力かと思っております。

こういった魅力を最大限に発揮させることが差別化と言いましょうか、特徴の引き 出し、高付加価値化になろうかと思います。

さらには、磨き上げていくことで、武田の杜だけが勝っていくというよりは、皆さんとウィン・ウィンの関係で進められればと考えているところでございます。

清水委員 ウィン・ウィンの関係はすごく重要で、すごく難しいテーマだと思うのですけれど も、やはり富士山の地元の観光振興は当然重要で、世界に向かってやっている。もうー つ、今度は北部があるというのは、これは山梨県としてすごく有用な資源というか、付 加価値向上の施策になると思うので、ぜひ今までの発想以外の切り口を見つけていただ きたい。食の問題もそうだし、眺望の問題もそうだし、アクティビティの問題もそうだし、あとは山梨県特有の山紫水明の自然をどういうふうにPRするかなど、多様なおもてなしを提供できる、そういうことをぜひ御検討いただきたいと思います。

(令和6年林地荒廃防止施設災害復旧費について)

小沢委員 林の6ページ、お願いします。

令和6年林地荒廃防止施設災害復旧費の補正内容についてお伺いしますけれども、 令和6年4月に豪雨によって損壊した治山施設の復旧に伴う補正ということであります けれども、事業概要について少し詳細なものをお願いします。

山口治山林道課長 当該箇所は、令和6年4月8日から9日にかけて豪雨により、鳴沢村富士山地内 の県有林内で土石流が発生し、平成5年度及び平成10年度に施工した谷止工2基が損 壊したもので、被災した2施設の損壊箇所を復旧することによって、既存治山施設の機 能を回復するという事業になります。

工期は、令和6年の11月末から令和7年の10月を現在予定しております。

事業に係る予算につきましては1億6, 595 $\pi6$ 千円を想定しておりまして、本年度当初では1億円を計上していたので、不足する分としまして、今回6, 595 $\pi6$ 千円を増額補正するというものになります。

小沢委員 今回の災害復旧の事案ですけれども、4月に発生したものでありますけれども、9 月の議会で補正ということで少し時間がかかったように思いますが、その点についてお 伺いいたします。

山口治山林道課長 被災したのは4月の当初だったのですけれども、現場に通じる林道が落石や崩落 土砂のため、車両の通行ができなかったことや、被災箇所ヘルートを確保できた後も、 現場上流に残雪がありまして、そちらの融雪によって、さらに土石流の発生の危険が残 っていましたので、実際の現地の調査につきましては、5月の中旬から行うような形に なりました。

その後は、6月末まで調査結果に基づき災害復旧計画を立て、概要書を取りまとめまして、7月23日には林野庁及び関東財務局担当者の立会いの下、実地災害査定を実施し、その内容が認められ、8月19日には災害復旧工事費が決定したところです。それを受けて9月に予算計上をさせていただきました。

小沢委員 最後に、9月下旬に発生した能登豪雨の関係で、少し関連してお伺いしたいのですが、能登地方では年明け早々に能登半島地震が発生しまして、その復興が順調に進んでいない中で、今回の豪雨災害を受け、大変悲惨な状況が起こってしまったわけです。

このように全国的にも山地災害が激甚化する中で、その備えとして、本県の治山事業をどのように進めていくのか、お伺いいたします。

山口治山林道課長 国では、近年の自然災害の発生形態の変化を踏まえ、地震や台風などの災害から 国民を守り、社会機能を維持するために、国土強靱化基本計画に基づき、令和3年度か ら令和7年度まで防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を実施しておりま す。

> 林野庁においても、治山対策や森林整備対策を加速化し、国土強靱化の取組を推進 しているところでございます。

> これを受けまして、地形が急峻で脆弱な本県では、山地災害を未然に防止する目的で指定してありました、土石流のおそれのある渓流など約3,500か所の山地災害危険地区において、山梨県強靱化計画に基づきまして、人家裏など緊急度の高い地区から優先度を設け、治山事業を実施しており、年間16か所の未着手の箇所を解消するように進めておるところでございます。

また、治山施設の効果を維持し、地域住民の生活や安全を確保するため、県が定めた治山施設保全計画に基づきまして、施設の点検・補修・改修等を計画的に実施しております。これまでに整備してきた治山施設の長期的な機能の発揮も推進しているところでございます。

あわせて、山地災害危険地区については、住民へ周知を図るため、市町村地域防災 計画への掲載や山地災害危険地区避難所等の位置情報をインターネットに公開するなど、 防災意識の高揚にも努めているところでございます。

小沢委員 大変御丁寧な説明ありがとうございました。これからも、ぜひ地域住民の安全、安 心を確保すべく、山地災害に向けた万全の対応をまたよろしくお願いいたします。

(県有施設LED照明機器整備事業費について)

清水委員 環境・エネルギー部関係の環の2ページのLED化の事業について、何点かお尋ね したいと思います。

今回10億円という大変大きなお金を使いながら、2050年 CO_2 ゼロに向けてやっている事業だと理解しております。

LED化するということは、従来ある蛍光管をLED化するということですけれども、この従来の蛍光管の処分費もこの10億円の中には入っているでしょうか。

大森環境・エネルギー政策課長 撤去された既存の照明機器は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、 いわゆる廃棄物処理法上、産業廃棄物に分類されます。産業廃棄物につきましては、排 出する事業者に処理する義務があるということで、今回この計上させていただきました 事業費の中に発生材処分費として適正な額を計上しているところでございます。

清水委員 処分費も入っているということで、その金額はどのくらい盛り込まれているのです か。

大森環境・エネルギー政策課長 今回、計上した10億7,228万円のうち約280万円が発生材

処分費に当たるところでございます。

清水委員 それで、蛍光管の処分について、中に水銀が入っていますが、この水銀の処理とい うのが、今までは各地で不法投棄などいろいろ問題があって、この水銀を適正に処理す るということが、すごく重要なテーマですけれども、今回、交換したものをどのように 処分するのか少し説明いただけますか。

大森環境・エネルギー政策課長 先ほどの廃棄物処理法では、まずは事業者が、排出した本人が産業 廃棄物の運搬処分を行う。もしくは、収集運搬処分について委託をする際には、都道府 県知事の許可を得た業者がやらなければならないと書いております。

今回の照明機器の処理につきましても、県有施設LED化工事を請け負った業者が、こうした許可を受けた業者に委託をしまして、ガラスや金属などは最大限リサイクルする中で、最終的に処分するものは、きちんとした処分場で処分するよう適正に事業を行ってまいりたいと考えております。

清水委員ぜひ、しっかり監視をしながら遂行していただきたいと思います。

今まで世の中で問題になったのは、適正な処理ではなく、粉砕して埋め立ててしまう。結果として水銀汚染につながるという問題が多くあった。それを是正するために規制をかけてきたということで、課長がおっしゃったように、適正な処理が今、全国でやられているのですけれども、まだ、ところどころ、不法投棄をやっている業者は、やはり不法なことをやっているということもある。そういうことにも、県としても目を光らせていただきながら適正な処理をできるように、今後もウォッチしていただきたいと思います。

(武田の杜価値向上事業費について)

向山委員 武田の杜のところで、清水委員からもありましたけれども、自然首都圏構想との絡みで、今回新たに構想をつくる中で何かつながってくる部分というのはあるのかというのを一つ聞きたいのですけれど、昨年の12月のときに自分も質問させていただいて、要は、郡内だけではなく、国中地域の中で自然首都圏構想をどう捉えていくかという中で、知事の御答弁で、その会議体の中に国中の自治体やリニア周辺の自治体も入ってもらうように進めていくという御答弁をいただいたと思います。

そうした中で、この武田の杜の構想を練る中で、自然首都圏との関わりをどうやって今後持っていくのか、県のお考えを確認しておきたいと思います。

江俣県有林課長 自然首都圏との関連という御質問でございますけれども、最終的に自然首都圏の中に組み込まれていく可能性は十分あるかと思いますが、今の段階では、あくまでも甲府市北部エリアに限定された取組ということもございますので、まだそこまで伸びた議論というレベルには達していないものでございます。

向山委員

今回の予算の部分でいくと、北部の武田の杜の構想になると思うのですけれども、これ以外の知事のおっしゃっている峡北地域、峡南地域、甲府エリアのそれぞれのものを、この自然首都圏構想の中に入れ込んでいかないと、山梨県全体の中でのこの自然首都圏という形が成り立たないと思います。当時、「自然首都圏フォーラムへのリニア山梨圏域近郊の自治体、甲府圏域の自治体の参加は、いいアイデアだと考えますので、ぜひとも今後そのように進めてまいりたいと思います」と知事に御答弁いただいていますので、こうした構想をもって、富士川の道の駅などもあると思いますけれども、それも含めた中での、つながっていくような形の構想策定にぜひしていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

江俣県有林課長 委員から、今、甲府市北部一帯ということでお話をいただいたところですが、実は 武田の杜の価値向上というステージにまだおりまして、武田の杜の価値向上が図られる ことによって、湯村温泉や昇仙峡との連携を始める。いわば、まだ種をまいて、これか らという段階にございます。

委員からもお話のございましたとおり、富士川町や小淵沢でも同様の展開をしておりますので、そういったところと並べた形で展開ができればと考えているところでございます。

向山委員 ぜひ、いい形で全県的に波及できるような構想にしていただきたいと思っています。

(県有地賃料改定等対策事業費について)

林の2ページの県有地賃料改定等対策事業費ですけれども、ここについての予算というのは代理人の委任契約ということですが、まず、上程をされている金額の積算の内容について、少しお伺いしたいと思います。

渡邊森林政策課長 着手金についての御質問にお答えいたします。

令和3年の2月議会におきまして、着手金をはじめとして最小の経費となるよう努力することとの附帯決議を議会からいただきました。これを踏まえて、同年3月末の全員協議会での御説明を経まして、訴訟代理人の弁護士の選任及び報酬に関する指針を策定いたしました。

この指針におきましては、訴訟の対象が困難であるとか、また、多額の事案については、着手金または成功報酬を旧日弁連報酬基準によって算定することとしております。

今回の請求対象の経済的価値をこの報酬基準に当てはめまして着手金を算定いたしましたところ、約7,600万円でございました。旧日弁連基準の中では、調停事件については訴訟事件の3分の2とすることができるという規定があります。また同じく、示談交渉から調停を申し立てる場合には2分の1とするとの規定がございまして、2分の1と3分の2を掛け合わせますと3分の1でございますが、附帯決議も踏まえまして、着手金については本来の算定額は7,600万円でございましたけれども、これの3分の1を目途として弁護士と交渉いたしましたところ、それ以下の2,420万円とする

旨で弁護士との間で了解が得られました。

あわせまして、昨年9月以来、弁護士との間で交渉について委任契約を結んでおりましたけれども、この中で、弁護士との間で過去に支払った着手金相当額というものは、調停の際に控除する、差し引くということで、今回の案件に当てはめますと、交渉委任事務の報酬については、これまで昨年9月から行ってきましたけれども、220万円でございました。これを今回の着手金2,420万円で交渉しましたが、そこから220万円を差し引くということになりますので、その結果として2,200万円を予算案に計上したところでございます。

加えまして、調停が仮に不調となりまして、訴訟に移行する場合には、本来改めて 着手金を支払う必要がございますけれども、調停と訴訟の第1審につきましては一体と 見まして、新たな着手金の支払いを要しないということで弁護士との間で合意しており ます。以上の次第で、金額を決定したところでございます。

向山委員 ありがとうございます。今の説明で、全体の7,600万円が2,200万円まで 減額をしたことを確認させていただきました。

訴訟代理人の方は、契約を結ぶことになるのですけれども、今、どなたと交渉されているか確認させてください。

- 渡邊森林政策課長 昨年9月から交渉業務につきまして委任をしております、都内の不動産鑑定士と 弁護士の資格を持っている不動産事務に大変詳しい弁護士にお願いしておりますが、今 後の調停につきましても、その弁護士との間で締結する予定でございます。
- 向山委員 今年の8月に東京高裁で1億4,300万円の弁護士費用については、知事の裁量権の逸脱はないということで、住民訴訟の県側の勝訴で終わって、今、上告がされている状況にはなっていますけれども、1審、2審判決では、この弁護士費用については一定の法的な根拠も得られている中での今回の2,200万円という数字が出てきたと思います。ぜひ県の最大利益につながるような形で、この委任契約がしっかりとした形で遂行されるようにお願いして、質問を以上としたいと思います。
- 名取委員 私も林の2ページの、今、向山議員からもありました調停に係る代理人契約に関する事業費について質問いたします。

今日追加されました資料の一番最後に載っている部分だと思うのですが、今後の流れが図解で示されておりまして、また今、質疑でもやり取りがありましたが、これは調停不成立の場合は、そのまま訴訟に移行していく費用も含まれているという理解でよろしいでしょうか。

渡邊森林政策課長 御指摘のものは、資料の9ページの下段の流れだと思いますけれども、調停が不成立となった場合には、訴えの提起ということになりますが、この訴えの提起の部分、 第1審の部分の訴訟追行業務につきましても、この2,200万円でお願いするという 趣旨でございます。

- 名取委員 この2,300万円の算出根拠は、先ほども答弁ありましたけれども、訴訟費も含まれているということですが、これは調停の代理人と訴訟の費用を一緒で含んでしまっていいのですか。法的な部分というか、行政執行に関わって、今までこういうケースが私もあまりなかったので、その理解をしたいので説明をお願いしたいと思います。
- 渡邊森林政策課長 弁護士費用の2,200万円は、着手金としての弁護士の報酬ということになります。一方で約100万円ですけれども、訴訟手数料というのは、この調停を申し立てるに当たって裁判所に納付するもので、裁判所へ支払わなければならない手数料ということで計上させていただいたものでございます。
- 入倉林政部長 少し補足をさせていただきますけれども、ただいまの御質問の趣旨は、2,200万円について、調停と第一審の裁判を一緒に払うという契約ができるのかと。恐らくそういう質問だと思うのですけれども、これまでもそのような例はございまして、調停と1審の費用を1回の契約で、1審に行くかどうかは、これは調停が不成立の場合だけですので、その場合も含めて、まとめてやるというのは、普通にやっていることでございます。何ら特段の不都合はないかと存じております。
- 名取委員 説明があったように、これまでも交渉していただいた弁護士、代理人と今回も委任 契約を結ぶという説明だと思うのですけれども、昨年の12月議会で交渉に関わっての 委託契約を110万円で行って、今年の6月の補正でも330万円で委託契約を行って、 その直後という形で、言い方はあれですけど、この委任契約をしてきた人がしっかり交 渉できていたのかなと。その辺りの検証について少し聞きたいのですけれども。6月に 補正を行って、もうこのタイミングですからね。それが事業費として有効だったのかど うか、その検証はいかがですか。
- 渡邊森林政策課長 6月補正、6月議会において330万円という話がありましたけれども、330 万円計上させていただきましたのは、不動産鑑定の費用でございました。

弁護士に対する報酬としましては、交渉にかかるもので220万円ということで、その220万円は、この調停に行った場合には差し引くということとしておりました。 先ほど申し上げましたような経緯で算定し、2,200万円となったところでございますけれども、これまでの約1年余りの間、この弁護士を通じまして、山中湖畔別荘地外5件の賃貸者契約のそれぞれにおける賃料や、承諾料に関しましても相手方に求めており、そういったものの是非、あと例えば、コニファーフォレストとか、そういう借地借家法関係の適用関係でいろいろな論点もございます。

そうしたことを全て適切に取り上げまして請求をしておりますので、県からの請求 としては、過不足なくしっかりと交渉ができていると思っております。 討論

名取委員

私は、今説明もありました補正予算のうち、県有地賃料改定等対策事業費2,30 9万2千円について、反対の立場で討論いたします。

今、説明がありましたが、やはりこの間の経過について、しっかりした交渉が行なわれていたのかどうか。特に今回、委託契約料がこれまでのものと違ってかなり高額になっている印象があります。その検証をするためにも、本来ならば、この後審議される調停に関わる案件と一体に審議をしたいところですが、まだ、そちらで適切な調停なのかどうか、疑義がまだ解消されておりませんので、この補正予算については反対をいたします。

向山委員

賛成の立場で討論させていただきますが、今の名取委員からあった林の2ページの 県有地賃料改定等対策事業費の部分については、先ほど来も話をさせていただきました けれども、今年の8月の東京高裁での弁護士費用の旧基準での支払いについては、裁量 権の逸脱はないと、現状では上告中ではありますけれども、東京高裁では判決が出てい る。

私も含めて、この弁護士費用の議論は、当局の皆さんとも議会内でもいろいろさせていただいた中で、今、法的な部分では一応決着が出ていると思っております。

この後の審議の中であります部分においても、相手方、富士急行と県との間に大きな隔たりがあって、なおかつ法的な解決も含めた調停、あるいは訴訟での判決というのも、交渉相手方も求めていると報道等で聞いています。

こうした中で、法廷代理人が県の代理人としてしっかりとした成果を出していただくための予算として、私は賛成をしたいと思います。

採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第88号 令和6年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算(第2号)

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第93号 訴えの提起の件

質疑

名取委員 昨年の12月議会でも2件、同様の訴訟提起があったのですけれども、清里の森別 荘地において、同様の事案はまだ幾つかあるのでしょうか。

江俣県有林課長 ほかの滞納者でございますけれども、いらっしゃいます。本年度分の賃料につきましては、未払いの者はまだ多くいます。また、これを除いた昨年度分までの滞納をしている契約者でございますけれども、本年の9月末時点の実人数といたしまして23名、滞納額の総額は3,348万8,000円でございます。

名取委員 そういった滞納をされている方で、このように訴訟の案件として上ってくるという のは、どういったところで判断をされているのでしょうか。

江俣県有林課長 まず、1点目の仕分けでございますけれども、60万円以上の滞納額か、それを下回る金額なのかによって、まずは仕分けをしております。

最初の仕分けといたしましては、支払督促か通常の訴訟かという仕分けにしておりまして、その金額は60万円を境としています。

また、訴えをするに当たっても、これまでも何回にもわたり催告させていただいておりまして、その際に納付の意思があるかどうかを確認して、それまで待ったり、また分納をしたいという申出があった場合については、このプロセスにのせない形としています。

名取委員 今、まだ23名の方がいらっしゃるということですけれども、滞納がないのが普通の状態だと思うので、そういう状況に持っていくために、もう少し改善策が必要だと思います。その都度、訴訟していくとなると大変ですから。その点、今後の考えを教えてください。

江俣県有林課長 まず、滞納が発生した時点で速やかに対応できますように、文書での督促を行って います。また、電話や現地訪問など本人との接触も図って、滞納の早期解消や今後の貸 付料の期限内納付の遵守を求めています。

また、令和2年度以降の新規契約につきましては、連帯保証人の設定をしておりまして、こういったものも含めて請求するようにしております。

また、非常に有効的なのが、少額のうちにお支払いいただくのが双方にとって望ま しいと考えております。そのため、支払督促という手続がございますので、それを有効 に活用しています。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第94号 調停の申立ての件※第95号 調停の申立ての件※第96号 調停の申立ての件※第97号 調停の申立ての件※第98号 調停の申立ての件※第99号 調停の申立ての件

質疑

向山委員

先ほどの弁護士費用の部分については予算の中で、委員会で可決すべきものとなったところですが、この県有地に関しては、前の4年間でいろいろな議論がされてきた中で、昨年の8月に過去の平成30年以前の契約については、最高裁で確定をしている。これまで議論のあった、県有地の山中湖の部分については確定をした中で、これはそれ以降の賃料の部分だと把握をしておりますけども、そんな中で何点か確認をしながら、見解をお伺いしたいと思います。さっき話があった調停のみ請求をするものと訴訟になるものの違いがいま一つ分かりづらかったので、そこをもう少し丁寧に御教示いただければと思います。

渡邊森林政策課長 訴訟におきましては、法律に基づく請求であることが必要となりますけれども、 調停の場合については、そういう法律的な要件は必ずしも必要がないということで、調 停のみとしているものにつきましては、法律上、請求ができるものではない形になって いることがその理由でございます。

向山委員

法律の部分での専門性があるので、もう少し丁寧に御説明いただきたいのですけれども、例えば、この山中湖畔の県有地でいくと、転貸承諾義務不存在確認請求は訴訟ができて、転貸借承諾料等条件協議請求は訴訟ができない。どの法律が適用になって、どの法律が適用ではないからできないと整理をされているのか、教えていただきたいと思います。

渡邊森林政策課長 転貸等の承諾義務不存在確認請求につきましては、既に富士急行から提出をされています転貸借の承諾申請に対しまして、県でそれを承諾する義務がないということの確認を求めるものでございます。

これにつきましては、当事者間で紛争が既に現実化していると評価されますので、 調停が不成立になった場合には、訴訟で争うことができるものでございます。

一方で、転貸借承諾料等条件協議請求は、今後、転貸借等に関して承諾を求める場合には相手方が承諾料を県に支払う義務がある、ということの確認を求めるものでございます。これは、いまだ具体的な当事者が登場していない将来の内容について確認を求めるものでありますので、調停は可能であるわけですけれども、訴訟ではこれを申し立

てることができない。両者はそれぞれ求める内容が違いますので、別個に請求をして、 それぞれ分かれているというものでございます。

向山委員 今、現状での紛争があるかないかというところですけれど、この根拠になっている のは恩賜県有財産の条例の中での義務がない、ということなのですか。民法上のもの、 何の法律が根拠になって紛争のもとになっているのかを確認させてください。

渡邊森林政策課長 基本的にこの転貸借の承諾に関しましては、富士急行と交わしている契約書に基づいております。契約書で基本的に転貸借は禁止とされておりまして、それを求める場合には、県の承諾が必要と書かれているところであります。そこがまず法的な根拠となります。

向山委員 その契約書の有効性をめぐって、いろいろな法律に絡んで、その契約書の中身が県 にとっての主張が正しいか、富士急行にとっての主張が正しいかを確認していくことだ と理解しました。

> もう一個、コニファーフォレストの契約更新請求は調停だけで終わっているという のは、どういう意味合いなのでしょうか。

渡邊森林政策課長 コニファーフォレストに関する契約につきましては、来年の3月で契約が終了することになっております。この契約、スケート場につきましては、これまでの経緯、国体等を開催した歴史もございますので、このままですと、契約自体が終了してしまう状況にあります。

この契約につきまして、対立点とすれば、コニファーフォレストに建っている建物に関しまして、借地借家法の適用があるのかどうかが対立点となっておりますけれども、こういったことを協議により解消しまして、来年の契約満了以降も新たな契約を県では締結していこうと申し立てるものであり、これは相手方に義務づけをする内容でありませんので、訴訟では提起することができないもので、調停の中で協議していこうというものでございます。

向山委員 富士急行側が来年4月以降にそこを立ち退くというのはなかなか考えられないので、 その段階において、向こうが契約更新しようと言ったときに、また新たにそこで訴訟に なる可能性があるという認識でいいのですか。

渡邊森林政策課長 契約期限切れとなった場合ですけれども、まさに借地借家法の適用があるかどう かによりまして、この今後の方向性は分かれています。

富士急行との間では、本来、コニファーフォレストにつきましては、本年の3月末で契約が満了となっておりましたけれども、そこを1年延長しまして、そうした法律関係を整理して、お互い協議をしていって、新たにどういう根拠づけをした上で、その建物の存在の上で賃貸借契約を更新していくかを協議していきますので、そこがこれまで

の任意の交渉では、なかなか相手方がこちらの主張に応じなかったため、調停の場で早期に協議を進めていきたいと考えております。

向山委員

今定例会の知事の答弁を聞いても、簡単には折り合いそうにないというのを改めて 感じましたし、お互いの意見、主張が平行線をたどっていることを考えると、来年の4 月までにまとまればいいですけれども、またここについての部分が出てくると感じてい ます。そこは、その時点になったところでの新たな展開もあるのかもしれません。

騒音防止協議請求というのは、今回の議会の中で、私は初めて聞いたのですけれど、 この騒音については、いろいろな法律に絡んできそうな気もするのですが、これが調 停だけで終わっている理由は、どういう理由でしょうか。

渡邊森林政策課長 騒音に関する事項、騒音防止協議ということで提出したいと考えていますけれども、騒音に関しましては、基本的には市町村の条例なりで、その騒音によって影響を受ける方々に対して関係性が規定されているものですが、今回、地主である県に対しましても地元の土地区画整理組合から嘆願書が提出され、静穏な環境ということで、コンサート等の自粛を求められていますので、県としては、直接、騒音防止のため排除請求をすることはできないわけですけれども、協議としてはここをしっかり富士急側に伝えていこうということで、調停を申し立てることとしております。

向山委員 承知しました。それぞれ、県が今求めている賃料額は公表できるのですか。

渡邊森林政策課長 賃料額の6件におきまして、山中湖畔県有地につきましては、本年1月、それ以外の5件につきましては、令和3年度の改定期、賃料改定のときに、賃料等として請求をしています。これから調停に向かう中で、提示した賃料額はこの場でお答えすることは差し控えさせていただきたいと考えております。

と申しますのは、その額が一人歩きをして、県民の間でも、県の提示した賃料から どれだけ変更があったなど、そういった話になってしまうおそれがあると考えておりま して、これまでも、任意交渉の中でも個々の賃料額については公表を差し控えてきまし た。

あとは、調停につきましては裁判所の手続となりまして、調停委員が介在するとはいえ、交渉であることには違いはなく、その調停は非公開で行われます。これまでも公開で行われる訴訟におきましては、口頭弁論期日以後には請求内容等を公表してまいりましたけれども、期日前においては公表しない取扱いで御理解をいただいておりました。そういった意味では、これまでと同様の取扱いとなっております。

向山委員

であれば、公開の訴訟にもし発展した場合の県側の訴状、あるいは弁論の中でどのように主張するかという中でないと、公になることはないということだと思うのですけれど、ただ、1点、今回のこの調停の大原則として、本来の県の提示額と、向こう側が主張する額との差があって、県民利益を考えたときに大きいほうが県に対しての還元が

大きくなるので、そのほうがいいという中だと思うのですけれども、個々の金額の提示が難しいとしても、どのぐらいの差額があるかとか、総額がどのぐらいかについて、この議会の場での提示資料としてはいただけないのでしょうか。

- 渡邊森林政策課長 県で富士急行側に提示をしております賃料はこれまで出しておりませんが、手続 の流れ上、調停の中で成立する見込みがある場合、改めて現行賃料に対しまして賃料額 の確認請求をしておりますので、そこがまとまる段階になりましたら、またそれは議会 に和解ということで御提案をさせていただきますので、その状況は御承知いただけると 考えております。その場において、その点につきましてはお諮りをすることになると考 えております。
- 向山委員 和解になって、いい形で出てくれば一番いいと思うのですが、今回、この調停の議決をすれば訴訟も含んでと先ほど説明あったので、そのまま和解しないまま訴訟に突入してしまったら、そこの金額が分からないまま、訴状や報道ベースでしか議会が分からないことになってしまうので、本来であれば、大体このぐらいの差があって、県側の主張の金額と差があるから調停に臨む、あるいは訴訟に入るというのを議会側にある程度示すべきかと思いますけれども、そこを踏まえて、もう一度だけお伺いします。
- 渡邊森林政策課長 賃料に関しましては、県側で主張して先方に提示しておりますのは、不動産鑑定 士による鑑定の結果で提示をしております。それに対して現行の賃料ということになる のですけれども、そこは、先ほども申しましたが、賃料が高い安いとか、かなり差が大 きいものがなかなか縮まらなかったとか、そういったことで判断されてしまうおそれが あります。鑑定書については、富士急側にも開示されていますし、そういったことは両 者、それから調停委員に介在していただく中で、どういった考え方によって、どういっ たところに賃料が落ち着くかで、そこは両者の主張を調停委員に聞いていただいて、そ こで判断していただくことになるかと思います。
- 向山委員 最後に1点だけ、富士急行の今回この調停に入るところ以外において、同じように 賃料が確定をしていない、あるいは過去に議会でも増額して、その減免を認めるような 議決もしてきたところがありますが、そういったところは何か所ぐらいあるのか、交渉 中のものはどのぐらいあるのか数字を少しお伺いします。
- 渡邊森林政策課長 富士急行以外の県の賃貸をしている土地につきましては、全て合意をしていると ころでございます。合意をしていないところは、現在ございません。
- 名取委員 まず、資料で御説明いただいたのですが、議案との関係で一応整理しておきますが、 第94号から99号までで、この議案は物件の名称等が触れられていないので、どこか という確認ができなかったので、一応94号から99号までどこに当たるのかというこ とで御説明をお願いします。

渡邊森林政策課長 94号につきましては、コニファーフォレストでございます。

それから、95号でございますけれども、これは山中湖畔県有地でございます。 それから、その次の96号につきましては、演習場内の植樹用地。 97号につきましては、籠坂峠にございますドライブインの敷地。 それから、98号につきましては、富士山五合目の富士急雲上閣の敷地。 最後に、99号につきましては、西湖畔のキャンプ場でございますPICA富士 西湖になります。

名取委員 資料の並びのとおりだったことを確認しました。

それで、議案で確認したいのですけれども、対象物件の所在地について、95号の、 議案ページで言うと、47ページの一番最初に載っている物件と、あと96号の物件と 97号の物件が同じ住所になっているのですけれど、これはどうしてなのか説明してく ださい。

- 渡邊森林政策課長 今、御指摘のありました95号、山中湖畔県有地でございますけれども、同じ地番でございますが、同じ地域、同じ地番の土地に区分されてあり、96号につきましては、籠坂峠のものでございますけれども、同じ地番でも貸し付けている用途が違います。
- 名取委員 場所が全然違うところだと思うのですけれど、所在地が同じ住所というのが、まだ 分からないのですけれど、もう一度答弁いただけますか。
- 渡邊森林政策課長 御指摘の地番でございますけれども、通常分筆されているところであれば、画地 ごとになっていますけれども、今回のこの土地、それぞれ山中湖畔の県有地、別荘用地 として貸しているところ、植樹用地、籠坂峠は、広大な土地になっておりまして、非常 に大きいので、その中でそれぞれの用途で区分けをしています。
- 名取委員 私もよく存じ上げていないので申し訳ないのですが、そういった対象物件、対象用 地の図面、地図での位置図、写真など、そういったものを頂きたいのですけれども、こ れは準備できますでしょうか。
- 渡邊森林政策課長 同一地番となっておりますので、図示しているものをお示しすることは可能でご ざいます。
- 名取委員 その3件以外も含めて、今回対象になっている6件に関わって、そういった資料を 頂ければと思うのですけれど、いかがでしょうか。
- 渡邊森林政策課長 少しお時間を頂くことになるとは思いますけれども、御提供することは可能であります。

桐原委員長委員各位に申し上げます。

ただいま名取委員から要求のありました資料につきまして、委員会として執行部に 要求をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

桐原委員長
それでは、執行部に申し上げます。

ただいま名取委員から要求のありました資料につきまして、資料作成後、提出を願います。ちなみに、この資料は今すぐ出せるものですか、それとも委員会が終わってからの提出になるでしょうか。

渡邊森林政策課長 今すぐこの場で提出するというのは少し難しいですけれども、御指摘のあった3 件の広大な土地につきまして、この調停で申し立てるその3か所を図示した形でお示し するというのは、少しお時間を頂かないとできないのですけれども、そのほかでござい ましたら、今日の夕方ぐらいまでには、お時間を頂ければ提出できます。

桐原委員長 そうであれば、資料作成されましたら提出をお願いいたします。委員会は、このま ま続けます。

名取委員 次に、この請求内容で滞納貸付料等の支払いですが、山中湖畔の別荘地に関しては、 現況の賃料をその額でいくことで確認されているので、それ以外の令和3年度以降のも のについては、この滞納している扱いになっているという理解でよろしいでしょうか。

渡邊森林政策課長 委員の御指摘のとおりでございます。山中湖畔県有地以外の5件につきまして、 既に令和3年度に請求しております賃料につきまして滞納が生じておりますので、それ を請求するものでございます。

名取委員 あと、先日知事が本会議で代表質問への答弁をされていた内容を伺ったところ、あ のときの印象でも、かなり強い口調でもおっしゃっていました。

> それで、県の主張としては、当然こういう内容なのかなと思ったのですけれども、 富士急側との相違点というか、向こうがどういうことを言っているのかという部分が少 し対照比較しづらいのですけれども、向こう側のそういった主張をまとめて提示した資料を頂くことはできるのでしょうか。

渡邊森林政策課長 本会議の答弁でも、できるだけ富士急行の主張との対立点を申し上げないと、調 停へいく必要性、県の主張とどう違うのかが分かりませんでしたので、答弁したところ でございます。

富士急行側の主張について、資料として、それは富士急行と任意の協議としてやっ

ていることでございますので、富士急行ともお互いの信頼関係でやっていきましょうということで言っています。調停を申し立てるに当たっては、県の主張、富士急側が主にどういった要旨で主張しているかの御説明を議会の場でしなければいけないということでさせていただきましたが、富士急行側、相手側の主張を資料で提出するのは難しいと考えております。

名取委員

そういうことかと思うのですが、今、お互いの信頼関係でやっていきましょうというお話もあったのですけれども、この間の知事の答弁の内容を読むだけではなく聞いていると、かなり強い口調で3,000円という僅かなお金に対しても拒否をしているとか、また対立が深まるのではないかという印象を持ったのは私だけではないと思うのです。

これから調停に入るのに当たって、ああいった答弁があったことで、逆に悪影響というか、場合によっては向こう側から何かまた違う形でアクションがあるのではないかと少し心配はするのですけれども、調停をお願いしている弁護士との相談の中で、ああいった答弁がされているという理解でいいでしょうか。

渡邊森林政策課長 交渉の委任をさせていただいている弁護士に、当然つぶさに、今回答弁をするに 当たっても、県でこういった主張をすることについては御相談をしています。

その上で、今回答弁をする中では、例えば賃料につきましては、昨年8月の高裁判決や契約書、借地借家法に照らしますと、到底、県で受け入れることができない事実誤認や、例えば賃料は高裁判決で確定をしているなど、あと独自の見解を示されていることがありまして、先ほど申し上げたとおり、県に承諾の義務は契約書上明らかにないわけですけれども、そこを転貸承諾の義務があるとか、あと県で投げかけていたことに対して数か月、回答自体がないということもございましたので、任意の交渉がなかなか進まない膠着状態になっていることを、事実に照らして答弁をしまして、そこは富士急側も対応している中での事実でございますので、今後、調停委員も入りますので、両者、調停委員の介在の下、調停でまとまるように努めてまいりたいと思っています。

名取委員 議案では、代理人の選定ということで、東京都の中島俊輔弁護士がこの6件を受け 持つとなっているわけですが、この方がこれまでも交渉に当たってこられた方というこ とでよろしいでしょうか。

渡邊森林政策課長 そのとおりでございます。

名取委員 交渉に当たられてきた方がそのまま調停に入るということなのですけれども、考え 方として、これまでの交渉がうまくいかなかったから調停に入ったということは、この 方に任せておいて大丈夫なのかと当然思うのですけれども、そこの考え方を教えてくだ さい。 渡邊森林政策課長 この6件の契約につきましては、それぞれ賃料、承諾料、それ以外の事項につきましても、弁護士が不動産取引にも詳しい中で、借地借家法の解釈など、法律的に富士 急行側に主張すべきところをしっかり主張するということで続けてきたものでございます。

県では契約や不動産鑑定基準などの根拠に基づいたものを主張しておりましたので、そういうところで法律的な議論をしていきたい、主張してほしいということで、県側の意見を申し述べてまいりました。そこに対して、繰り返しの答えですとか、答え自体がそもそもないとか、そういったことが実情でございますので、弁護士がその交渉に当たってしっかりとした主張をしているということは、間違いないところでございます。

名取委員 不動産に詳しい方や借地借家法に詳しい方は、もっといろいろいらっしゃると思う のですけれども、これまで交渉を任せた方がやったけどうまくいかなかった。今度は、 その積み上げに基づいて違う方にやっていただこうという判断はしなかったのですか。

渡邊森林政策課長 これまで1年近くにわたって交渉を続けてまいりましたけれども、県としての基本的に法律、契約等に基づいた主張、その論理の構成など非常に確かなものがありまして、そこで相手方が同じように法律等にのっとった主張ができていないということでして、そこは平行線ということになっているわけですけれども、今後は調停委員が入ることによって、その御意見等も踏まえてやっていくということができますので、今まで交渉に当たった弁護士が別の弁護士であったほうがいいのではないかということは、むしろこれまでやってきた弁護士が調停委員を介する中で交渉していくということが望ましいと考えております。

名取委員 先ほどの説明で、今後、合理的範囲内であれば、県側もその金額等や条件について 受け入れる用意があるという答弁をされましたけれども、この許容範囲はどの辺りまで いくのでしょうか。先ほどの向山委員の答弁にも答えられないようなことも重なるかと 思うのですが、一応お聞きします。

渡邊森林政策課長 賃料や承諾料のことについて、それぞれ請求しているわけでございますけれども、 それぞれに賃料額との乖離や考え方など様々違うところがあります。

> 金額的にこういうところまでということではなくて、むしろ賃料はどうあるべきか という考え方について、まず調停委員を介して、そこで調停委員の考えを聞く中で、お 互いまた改めて交渉していくということですので、今の段階で交渉の譲る目安とか、そ ういったものがあるものではございません。

計論

名取委員 私は、議案の第94号から99号について、反対の立場から討論を行います。 やはり交渉の中で決着がつけば、一番よかったと思います。 また、そこに至る裁判の過程も含めて、相手方との信頼関係がきちんと築けてきた のかどうかも交渉に影響したのではないかと思います。

今回、調停に持ち込んで解決できればいいですけれども、その先には当然訴訟にも またなりかねないと今日分かりました。

2つ、私には懸念があります。というのは、この間交渉に当たられてきた代理人が そのまま調停の代理人になるということです。金額については、午前中の補正予算で反 対をしましたが、やはりそういった金額の設定も含めて、こうした交渉をまとめられな かった方がそのまま代理人というのは、調停において不安があります。

もう一点は、本会議での知事の答弁にありましたけれども、県側の主張をああいう 形で述べて、相手との関係について、県の姿勢として、そういう姿勢のままいって、調 停で折り合いがつくのかという不安があります。

だから、ここはもう少し冷静に考えなければならないと思うのですけれども、もう少し交渉を続けるということも含めて、この間積み上げてきた内容も当然あるわけですから、そして合理的な範囲内でということを県側でも考えているわけですから、そういったものも交渉の中で提示をして、そしてまとめていくというところにもう少し努力を払っていただきたいということで、今回の調停に関わる6案件については、反対をさせていただきます。

向山委員 第94号から99号までの調停の申立ての件について、賛成の立場から討論いたします。

先ほど質疑をさせていただいて、前提として、これまでの山中湖畔の部分についての過去の契約については裁判で決着がついている中で、令和3年度以降の新規賃料、あるいは契約の内容についての両者の隔たりがあって、1年近くにわたって交渉してきたけど、まとまっていないという中で、今回のこの調停が出た新聞記事等の報道を見ますと、県側の主張はこれまでもありますが、富士急行側も第三者を交えて話し合う形で、解決に一歩前進するというふうに向こう側も調停を望むべきところと報道等で漏れ聞いています。

そうであれば、このまま話合いをしても、平行線を続けるのではなくて、ある程度 調停の中でしっかりと形を出すべきだと私は考えます。

そこで、本来であれば数字も出して、これほどの差があってこうだから、この部分で、県側の主張でとやるべきところですけども、そこは交渉の中で今回出てこなかった部分ですけれども、そこは県とまた話合いをされる代理の方を信用して、しっかり県民の皆さんにきちんと透明性があり、なおかつ県民利益に還元できるような交渉と合意がなされることを期待しまして、賛成討論とします。

採決 採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

26

質疑

(管理捕獲従事者の育成を図るための研修施設について)

小沢委員 管理捕獲従事者等の施設の関係で、今回、9月定例会でも一般質問もさせていただ きましたけれども、県の負担がかなり増えるという御説明をいただいたのですが、どの ぐらいの負担が増えていくのか。詳細等が分かりましたら、お願いいたします。

小野自然共生推進課長 御承知のとおり管理捕獲従事者の育成を図るための研修施設については、本体については県で整備することになっておりまして、その進入路、アクセス道路につきましては菲崎市で整備することになっております。

韮崎市では、整備に当たりまして国の交付金を活用して整備を行うこととしておりまして、その裏負担、市の負担分については県が補助金を交付するということで整備を進めています。

本年度、国の交付金が要望より少なくなったということで、今年の交付金の内示の割合がこれからずっと続くと仮定しますと、令和11年度までの整備を予定しているところですが、予定どおり整備を終えることを仮定しますと、およそ2億円の県負担が増えることになってしまいます。

小沢委員 今後、その県負担を減らすために県としてどのような対応をされていくのか、お伺 いします。

小野自然共生推進課長 国の交付金をなるべく要望どおり確保したいと考えておりますので、市と連絡を密にしながら要望等を行ってまいりたいと考えております。

小沢委員 ぜひ要望をしていただいて、先日質問したとおり猟友会でも高齢化が進んでおります。射座を増やしてほしいなど、いろいろそういった要望もあります。猟友会の大会があるとも聞いていますけれども、何しろ高齢化が進んでいることが大前提でもありますので、令和11年の完成に向けて、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

(武田の杜、鳥獣センターについて)

寺田委員 先ほど武田の杜の高付加価値化が議案にありましたけれども、健康の森が中心ということで、少し範囲が広くなるので、こちらの所管で質問させていただきたいと思います。

昇仙峡、また湯村温泉と甲府市北部の活性化にとって、位置的にもこれから環状道路で塚原からアクセス道路ができるというところを考えましても、この武田の杜の高付加価値化は大変すばらしい取組だと思います。

そこで、その観点から武田の杜、先ほどの話のもう少し広い範囲で、その周辺の遊 歩道などの利用状況や整備状況をどのように捉えているのか。

そして、広い意味では武田の杜の範囲内ですが、隣接する鳥獣センターは大変価値 ある施設だと思いますが、昨今、老朽化が大変激しいということもお聞きしており、そ の辺りをどのように捉えているのかお伺いします。

江俣県有林課長 まず、武田の杜の全域についてのお話でございますが、全体といたしましては愛宕 山から甲府市北部一帯の山、一番西の端が千代田湖の湖畔の西側にございます健康の森 に当たりまして、全体として2,500ヘクタールほどございます。

その中にございます施設といたしましては、中核になっておりますのは健康の森でございますが、このほかに幹線遊歩道として、これはトレイルランニングなどで使われている道ですけれども、こちらが甲府市の愛宕の付近から武田神社の東側をずっと通りまして、要害温泉、そこからまた北部一帯を回ってくるような幹線遊歩道がございまして、全体として23.6キロほどございます。

それと併せて、これは一体的に管理をしているのですけれども、鳥獣センターがございます。こちらはけがをした野生鳥獣などを保護して管理をしていく施設になります。こちらの細かい部分につきましては、県有林課で所管しておりませんので、また後ほど詳しく説明をさせていただきたいと思いますが、武田の杜全体としては、年間に大体6万9,000人ほど御利用いただいております。

また、そのうちの幹線遊歩道につきましては、年間で大体2万1,000人、鳥獣 センターが1万8,000人ほど、昨年度の実績でございますけれども、利用されてい ます。

小野自然共生推進課長 鳥獣センターにつきましては、第13次鳥獣保護管理事業計画に基づきまして野生の傷病鳥獣の保護や、自然保護思想の啓蒙、普及を図るために設置をしている施設でございます。

今、御指摘のあったとおり鳥獣センターの管理棟と1号展示館につきましては、昭和51年に整備されたもので、2号展示館につきましては昭和56年に整備されたもので、いずれも40年以上経過しているということで老朽化が著しい状況になっていると承知しています。

施設にいろいろ不具合も出ているところですので、ほかの県の傷病鳥獣行政のやり 方などを聞き取りしながら、どのような施設が望ましいのかという点につきまして、こ れから検討を進めてまいりたいと考えております。

寺田委員 鳥獣センター、そして遊歩道、各状況をお聞きしましたけれども、ぜひより活用していただけるように整備を検討していただければと思います。

そして、また利用状況をお伺いしましたけれども、6万9,000人、遊歩道の2万1,000人、鳥獣センター1万8,000人が御利用されていますが、人数がより増えるように併せて高付加価値化していただいて、また、来ていただいた方々が昇仙峡、そしてまた湯村温泉、甲府市内へ広がっていく、または甲府市内から寄っていただくというところを考えますと、今、所管のところだけではなくて民間、そしてまた観光部とも連携していく中で進めていっていただくことが大事だと思います。最後に、どのように取り組んでいかれるか、お答えいただければと思います。

江俣県有林課長 まず、今の御指摘のとおり全体で広くやっていくことは非常に大切なことだと考えております。今、展開しております検討会議におきましても15名の委員の方になっていただいているわけですが、庁内で言いますと観光文化・スポーツ部にも入っていただいておりますし、また甲府市にも入っていただいております。そのほか地元の自治会の方にも入っていただく中で検討を進めています。また、こういった中で当然そのような御意見も出てくるかと承知しておりますので、そういった中で十分議論ができればと考えています。

(北富士演習場周辺の P F A S 発生状況について)

名取委員 大気水質保全に関わるかと思います。県内でのPFASの有機フッ素化合物の調査 のことについて伺うのですけれども、今日もニュースで東京都の横田基地由来の排水が あったと問題がありましたけれども、本県でも北富士演習場などがあります。各地でPFASの調査をされているかと思うのですけれども、こういった北富士演習場周辺で特に重点的にPFASの発生状況などをモニタリングしていることはあるのでしょうか。

野中大気水質保全課長 県内では、実態調査ということで令和3年から公共用水、河川及び県内広く 地下水の調査をしておりますが、演習場周辺に特化した調査ということは県ではやって おりません。

名取委員 そういう目的に限って特定したものはないということですけれども、その周辺での 地下水とか、そういったものについては参考になるような調査、モニタリングの位置な どもあるのでしょうか。

野中大気水質保全課長 令和3年に山梨県が調査をする以前から、国でPFASの環境実態調査をやっておりまして、それに山梨県も参画しております。

その中で、演習場周辺ということで山中湖周辺の地下水も過去には調査しておりまして、いずれも問題となるような数値は出ておらなかったと記憶しております。

- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員 長に委任された。
 - 閉会中もなお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおり決定された。
 - ・ 閉会中の継続審査案件に関する調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、県内 調査を11月5日に実施することとし、詳細については後日通知することとされた。

土木森林環境委員長 桐原 正仁